

平成 20 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 20 年 11 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成20年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議員提出議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	18
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	20
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	22
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	32
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	37
・議案第13号（上程、説明、採決）	48
○閉 会	49

平成20年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成20年11月27日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 議員提出議案第1号 柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則
 - 6 議案第9号 柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第10号 柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例
 - 8 議案第11号 平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 9 議案第12号 平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
 - 10 議案第13号 柳泉園組合監査委員の選任について
-

1 出席議員

1番 小山 慣一	2番 野島 武夫
3番 上田 芳裕	4番 板垣 洋子
5番 小峰 和美	6番 相馬 和弘
7番 長谷川 正美	8番 原 まさ子
9番 粕谷 いさむ	

2 関係者の出席

管理者	野崎 重弥
副管理者	星野 繁
副管理者	坂口 光治
助 役	森田 浩
会計管理者	小林 尚生

代表監査委員	現王園 成 夫
東久留米市環境部長	橋 爪 和 彦
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
西東京市生活環境部長	斎 藤 静 男

3 事務局・書記の出席

総務課長	涌 井 敬 太
施設管理課長	永 井 清
施設管理課主幹	中 村 清
技術課長	櫻 井 茂 伸
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	中 野 博 利
書記次長	佐 藤 元 昭
書記	浜 野 和 也
書記	浜 田 伸 陽
書記	本 間 尚 介

午前 9時59分 開会

○議長（上田芳裕） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成20年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（上田芳裕） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月20日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります野島武夫議員に報告を求めます。

○2番（野島武夫） おはようございます。

去る11月20日、代表者会議が開催され、平成20年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成20年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月27日、本日1

日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則」、「日程第6、議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第7、議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例」、「日程第8、議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算」、「日程第9、議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」、「日程第10、議案第13号、柳泉園組合監査委員の選任について」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田芳裕） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（上田芳裕） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第9番、粕谷いさむ議員、第1番、小山慣一議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。平成20年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

各市とも第4回定例会の開催を控えましてお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、定例会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げます。また、本日御提案申し上げます案件は5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第4回定例会の開催に当たりまして一言ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） ありがとうございます。

○議長（上田芳裕） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成20年8月から平成20年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についてでございますが、8月18日に関係市で構成する柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成20年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

次に、（2）の小金井市とのごみ処理広域支援の状況でございますが、前回の第3回定例会の中で御報告させていただきましたが、小金井市と国分寺市が平成20年9月から平成21年3月まで広域支援を継続する旨の覚書（その3）を8月20日付で締結したとの文書をいただきました。この詳細につきましては既に皆様方に書類として送付させていただいたとおりでございます。

その後の経過でございますが、本日、追加資料として配付させていただきました内容でございます。11月4日に小金井市の担当者が柳泉園に来庁されまして、以下の報告を受

けたところでございます。

1点目は、6月28日付で新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会から小金井市長に答申のあった報告書の内容につきまして市民の理解、協力をお願いするため、現在、説明会を開催しているということでございます。なお、5回ほど説明会を開催しているということでございます。

それから2点目は、廃止されます二枚橋焼却場用地の取り扱いについて小金井市の基本的な考え方をまとめ、小金井市議会ごみ処理施設建設等調査特別委員会にこの考え方を提示したということでございます。3項目でございます。また、9月に開催された小金井市議会において「新ごみ処理施設に関し過去の反省と建設に向けての決議」が議決されたという報告を受けましたので、本日報告させていただきます。

3点目は、小金井市として、これらの経緯を踏まえ、新焼却施設の建設スケジュールの目標達成、さらには、広域支援継続の条件でもある21年2月までに新焼却施設の建設場所を決定するため、現在、関係機関との調整を重ねている等との報告、これはございませんが、報告等を受けているという口頭での御説明がございました。

以上でございます。

それから、次に、2の見学者の状況でございますが、今期は15件、890人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が8件、721人でございます。

次に、3のホームページについて、今回、柳泉園組合ホームページへのアクセス件数が確認できるようシステムの変更を行いましたので、今回の行政報告から表2のとおり記載させていただいたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページの4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員におきまして平成19年度の一般会計決算についての審査が10月20日から30日にかけて延べ3日間行われました。本日議案として御提案させていただいてございます。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約と1件の委託業務契約を行っております。詳細につきましては「行政報告資料1」に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり1万9,542トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,590トン、7.5%の減少をしております。この内訳でございますが、可燃ごみにつきましては昨年同期と比較いたしまして812トン、4.4%の減、不燃ごみにつきましては、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化に伴いまして、788トン、31.9%の減少となっております。

また、小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、「行政報告資料2」に記載のとおり、この期は196トンの可燃ごみを受け入れました。この結果、小金井市の可燃ごみを含めました総搬入量は1万9,738トンで、昨年同期と比較いたしまして1,518トン、7.1%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-2から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思います。

表6は、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,126トンで、昨年同期と比較し144トン、6.4%の減少となっております。

続きまして、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に落雷が発生し、建築設備の一部に損傷が発生いたしました。その対応につきましては8ページの(2)に記載のとおりでございますが、詳細につきましては後ほど議長のお許しを得まして担当より補足説明をさせていただきたいと思います。

今期の主な整備状況でございますが、8月にごみ・灰クレーンの定期点検整備補修を行いました。また、10月に1号炉の発電施設及び污水处理設備の各定期点検整備補修を実施しております。また、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いをいただいて8月8日に実施いたしました。

次に、表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございます。構成3市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポート

で焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして497トン、29.8%減少しております。ばい煙、ダイオキシン類、また、下水道放流水の各種測定結果等につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

次に、10ページの(3)不燃・粗大ごみの処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり、8月に粗大ごみ処理施設の小型破砕機修理を実施しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設の状況でございますが、容器包装プラスチック類の分別収集、また、それと資源化が開始されたことに伴いまして、不燃・粗大ごみの処理量につきましても昨年同期と比較し778トン、29.5%の減となっております。

続きまして、11ページを御参照いただきたいと思います。

(4)リサイクルセンターにつきましては、9月にカレット搬送コンベヤーの修理、また、10月に空調設備保守点検等を実施しております。資源化の状況につきましては表12に記載のとおりでございます。

次に、12ページ、3の最終処分場への搬出でございます。引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は1,964トンで、これは昨年同期と比較し369トンの減少となっております。また、小金井市の可燃ごみ焼却残渣を含めました総搬出量は1,990トンで、昨年同期と比較いたしますと360トンの減少となっております。搬出状況につきましては表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は446キロリットルと、昨年同期の521キロリットルに比べまして75キロリットル、14.5%の減少となっております。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載しております。

また、14ページ、2の施設の状況でございますが、8月にプロセス用水配管補修を実施いたしました。表16につきましては、し尿処理施設における下水道放流水測定結果で、それぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、16ページを御参照いただきたいと思います。

施設管理関係、1の厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場で3.2%の増、また、浴場施設が0.9%の増の利用者が増加しております。テニスコートにつきましては8.1%の減、室内プールは6.5%の減となっております。これらの詳細につきましては表17-1から表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては17ページの表18に記載のとおりでございます。

最後に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表19及び表20に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合してございます。

行政報告といたしましては以上でございますが、先ほどお願いいたしましたとおり、落雷対応につきまして担当より補足説明をさせていただきたく、議長の発言許可をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） では、永井施設管理課長。

○施設管理課長（永井清） 落雷対応について補足説明をいたします。

「行政報告資料」の13ページ、「資料3 落雷事故（平成20年8月5日）に係る被害内容及び復旧補修額等」をごらんください。それぞれ担当課別に記載してございます。項目につきましては、表の上の段、左側から被害内容、復旧内容等、復旧補修額、保険請求額となっております。

被害の内容といたしまして、上段の施設管理課関係では5項目ございます。1として、プール棟に使用している6号井戸電源関係の変圧器、2として、電話設備内線、外線の基盤、3として、消防設備通信用中継器、4として、施設内の外灯、管理棟自動ドアの建築設備制御装置、5として、下水道放流水の積算計と超音波液面計及び検出器。続きまして、中段の技術課関係では4項目ございます。1として、検量機の通信変換機、2として、クリーンポート焼却プラントの共通コントロール基盤、3として、井戸ポンプの盤内シーケンサー、4として、組合正門前に設置してあります排ガス表示盤のシーケンサー及び基盤です。続きまして、資源推進課関係では2項目ございます。1としまして、し尿処理施設内のパワーサプライ、2として、同じく、し尿処理施設内のパルスアイソレーター。以上が被害内容でございます。

復旧内容等につきましては、施設管理課関係の4及び5、技術課関係の3及び4以外に

つきましては、契約差金等を流用して既に補修済みでございます。

また、今回補正をお願いしております施設管理費、修繕料一般の1,115万7,000円は、施設管理課関係の4と5の部分でございます。なお、この中には落雷対策として避雷器25個の設置費用が含まれております。技術課関係の3及び4については、現在調査検討中でございます。

以上、復旧補修額の合計は1,180万7,645円。このうち、保険請求額の合計は1,094万3,495円でございます。保険につきましては財団法人全国自治協会の建物災害共済で対応しております。損害の額が100万円を超える申請につきましては設備の損害調査後に共済金額が決定されます。

以上が補足説明でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたしたいと思っております。質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

○7番（長谷川正美） 落雷関係なんですけれども、前の避雷器がどういう状況で、それをどのように改善なされたのか。それと、今後ますますゲリラ的な大雨とか落雷とかというのは大変多くなることが予想されるわけなんですけれども、十分それにこたえ得る内容の復旧補修であったのかどうか。その辺少し確認しておきたいと思っております。

○議長（上田芳裕） 1点でよろしいですか。

○7番（長谷川正美） はい。

○技術課長（櫻井茂伸） 技術課の関係でございますが、避雷器なんですけれども、これは施設管理課もほかの課も一緒なんです、サージキラーと申すものなんですけれども、それは1回使ってしまうと、要するにワンウエーなもので、一方通行なものですから、取りかえるしかないんですね。それで、避雷器に対して十分な対策ができていくかということなんです、前回のときは機械が動くときに動力線、要するに動力のための電源と、それからそれを制御するための制御用の電線というものが走っています。それで、前回は、場所にもよるんですけれども、そういう動力線に乗ったものが落雷の被害を与えたものと、それから、今回みたいに制御側の電源に乗ってしまった場合があるんですね。ですから、対策としては各課ともそういう形で対策はさせていただいているんですが、何せ点数が多いものですから、全部やるにはやはり予算をいただいて少しやっていかないといけないと思っておりますけれども、今回とそれから前回は含めまして思われるところについては対処

をいたしております。

○議長（上田芳裕） よろしいですか。

○7番（長谷川正美） はい。

○議長（上田芳裕） 櫻井技術課長の答弁でありました。

次に、では、第4番議員、よろしいですか。

○4番（板垣洋子） ごみ搬入量の減少率が前回の報告よりも半減しているように見えるんですけども、その理由について御説明をお願いします。

それから、私車での搬入の現状は全体的にどうなっているのかも教えてください。

それから、落雷事故の対応については年内いっぱいかかるということをお聞きしているんですけども、今御報告のありました現在調査で検討中というのは今後どのようなめどがつけられるのかということと、それから、これが対応できていないことで安全上とか管理上問題がないのか、御説明をお願いします。

それから、委託契約についてなんですけれども、資料のほうの9ページのところです。今後データベース化することなんですけれども、データというものが整理されていなかったのかということ自体が少しよく理解できないんですが、設備の維持管理のためにそのようなことはそもそも行われているのではないかと思うんですけども、この委託内容についてももう少し説明をお願いいたします。

○議長（上田芳裕） では、順次御答弁をお願いしたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） 少し順が不同になって申しわけございませんけれども、まず、9ページのクリーンポートの設備管理台帳システムの情報入力作業委託ということでございますが、これは前年度からやっております、今まで冊子で分厚いこういう報告書がありまして、それをもって、例えば前年度の報告書をもって翌年度に対して、ではこういうことをやりましょうとか、その前を見て、例えば10年当時になりますので、今から8年ぐらい前のデータもすぐに引っ張り出してきて、そういうことを手作業というんですかね、報告書を見ながらやっていたんですが、それではかなり膨大な量になってまいりましたので、前年度から、そういうオーバーホールについて何をやったか、またはそれについて耐用年数とか減価償却とか、そういうものをやっております、今年度のところについてはそれらについて廃棄物会計基準というのがございます。それが総務省のほうから発表されているんですけども、まだ全般的には整っていないんですが、そういうものを使いましてオーバーホールの適正化と申しましょうか、そういう形でデータをきちんとまとめてい

て、だれが見てもわかるシステムにしているという状況になっております。

あと、少しすみません、私、質問の内容を聞き漏らしてしまったんですが、可燃ごみのほうの搬入量が減っているということによろしいんですか。

○議長（上田芳裕） 4番議員、どうぞ。具体的に説明してください。

○4番（板垣洋子） 前回いただいた資料よりも減っているのは減っているのですが、その減少率が全般的に下がっているというか、そういうことなんですけれども。

○議長（上田芳裕） 減少率が下がっている。

○4番（板垣洋子） ええ。

○議長（上田芳裕） 減少率が下がっているというのをもう少し詳しく、わかりやすく説明してください。

○4番（板垣洋子） すみません。前回の資料が少し手元にはないんですけれども、総搬入量はすべて減っているんですが、パーセンテージが前回もう少し幅が広がったんですけれども、それが狭まっているということです。

○技術課長（櫻井茂伸） すみません、今少し具体的な数字が私のところにはないものですから。現状を申し上げますと、少しお答えになっているかどうかはあれなんですけど、前年同期と比較しては人口の3市合計では913人増加しております。また、市民1人当たりのごみ量は総搬入量で46.6グラムの減少ということになっております。原単価として下がっている原因としては、容器包装リサイクルプラスチック類の分別収集及び資源化、また、ことしの1月から西東京市での家庭ごみの有料化が開始されたことによるものと思われるということなんですけど、その減少率が下がっているというんですかね、それは景気、その他もあるとは思いますが、皆さんやはり市民の方が努力していただいて容器リサイクル法の関係で下がっているんだとは思いますが、全体的に可燃ごみもそれに連れて下がっているというのが現状でございます。（「減少していないのではないか」「むしろ逆ではないか」「前回の議会のときの報告よりも落ちているけれども、減少率が落ちている」「逆ですね」「違うのではないか」と呼ぶ者あり）すみません、失礼しました。少し今説明がちぐはぐになって申しわけございません。前回、第3回の定例会の話でよろしいんですか。

○議長（上田芳裕） 4番議員、どうぞ。減少率が下がっているという意味をもう少し回答しやすいように、わかりやすい方向で言ってください。

○4番（板垣洋子） はい。西東京市もごみ減量に向けて努力をしているので、全体のご

み量が減っているのですが、本来ならば減少率というものは大きい数字になるのではないかと予測したんですけれども、そこがそうはなっていないのはなぜでしょうかという質問なのです。

○議長（上田芳裕） おわかりいただけますか、質問の趣旨というか、ニーズのところ。

○技術課長（櫻井茂伸） 現状は、夏場と申しますと大体水分とかが多くなってくると思うんですけれども、この時期ですと非常に乾燥しておりますので、そういう面でも重さが違ってくると思います。

ただ、正直なところを申し上げまして、ではそれが何の原因かという直接の原因のところは少しわかっていないところが現状でございます。

○議長（上田芳裕） あと、答弁が少し抜けています。

○資源推進課長（中野博利） 不燃と粗大関係の私車の搬入につきましては、平成19年度の8月から10月までと今期の8月から10月までを見ますと、不燃ごみ関係については約3トン、それから粗大ごみ関係については6トン増加しております。

○議長（上田芳裕） あと、落雷の検討中というのは問題ないかという質問が出ましたよ。報告の中の検討中で、検討の期間中は問題ないかどうかということですね。

○技術課長（櫻井茂伸） 申しわけございません。排ガス表示盤の関係でございますが、最初、たしか前回の議会の際に全体で3,000万円ぐらいというお話をしたんですが、排ガスの表示盤なんですけれども、年数がかなりたっておりまして、そのもの自体がもう今ない状況でございます。それで、もしシーケンサーの部分がないと全面交換という形になって、調べましたところ1,000万円以上のお金がかかってしまうということなんですが、現状としては、シーケンサーの中古品というんですか、そういうものがございましたので、それをつけるように対応しております。現状では数字のほうが申しわけないんですけれども今表示ができていないという状況なんです、年度内というか年のうちには直したいとは思っております。

○議長（上田芳裕） よろしいですか。

○4番（板垣洋子） 搬入量の減少率については説明が不十分で申しわけございませんでした。一定理解いたしました。

私車で搬入量はふえていると理解していいのか、確認させてください。

それから、排ガス表示盤については、これからの対応についてはわかりましたけれども、表示できていないということで安全上の問題はないのか、何か別の方法でその確認ができ

ているのか、お願いいたします。

それから、委託契約のことについてですけれども、データベース化はこれでもう終了するのか、今後まだ引き続きほかのもので行われる予定があるのか、教えてください。

○技術課長（櫻井茂伸） 排ガスの表示盤のほうなんですけれども、表に向かって申しわけないですがそういう形で今できておりませんが、間違いなく公害関係の規制値はデータもとってありますし、それから、受付のところにそういう公害関係の5年分を表示しております。申しわけないんですけれども、それで確認をしていただくというしか今のところ方法がないので、現状をなるべく早く直していきたいと思っております。

今のシステムのほうは、これは今後とも続けていかないと、どういう傾向になっていくかわかりませんので、今後ともデータの入力に関しては続けていきたいと思っております。

○資源推進課長（中野博利） 私車の搬入量につきましては、少しですけれども、ふえている状況ではあります。

○4番（板垣洋子） ありがとうございます。

○6番（相馬和弘） 小金井市の関係で追加の資料が出ておりますので、これについて少しお尋ねをしたいと思います。

1つは、小金井市議会の決議があります。新ごみ処理施設に関し、過去の反省と建設に向けての決議という決議なんですけど、その中で、二枚橋の施設更新をめぐる混乱の原因は、昭和60年当時、小金井市議会が二枚橋衛生組合を構成する調布市や府中市に配慮をせず、一方的に決議を可決したことや、その後の小金井市行政の対応の問題などにありますということなんですけど、これはもう20年以上前の話になるんですけども、どういう——もし承知をしていたら、わからないので教えてもらいたいんですが、他団体のことなので触れ方も配慮しなければいけないかと思うんですけども、どういういきさつがあったのかということについて現在の管理者のほうでどういう分析評価をされているのか、本当にわからないものですから、教えていただければありがたいなと思います。

2つ目は、前回でもこの間、議会で議論になっています協定に基づいて来年の2月までに候補地を決定するよと。それがあって初めて21年度の受け入れを、広域支援をするよと。それ以降については受け入れないと、こんな約束を小金井市としているわけですが、来年2月の候補地の決定ということでは、今はもう11月下旬で、12月、1月と、3カ月残されていないわけですね、候補地の決定ということでは。それで、新聞報道等によりますと、小金井市の考え方は、資料の中でも、10月17日、環境部ごみ処理施

設担当者名で委員会の調査資料で基本的な考え方が示されております。それで、土地については両市の権利分を有償で取得したいということですか、建物の解体、土壌処理等については3分の1の負担をお願いしたいと、こういった小金井市の方針が、現状では新聞報道によれば府中市、調布市に受け入れられているとはとても思えないような現状でございますが、そういった中で一定の柳泉園組合管理者としての判断が2月に求められると。その判断に当たっては当然、小金井市としての努力、進捗状況を評価した上でということでありまして、また、周辺自治会とお約束してきたことがどう守られているのか、あるいは守られていないのかということでの判断もありますでしょうし、当然議会の意見がどうなのかということも、いろんなスケジュール的に判断をしていく。それで、そのことが議会に対して事後説明みたいな形になるのか、いや、もう明らかに約束に到達していないよと、候補地の決定をということで、これは明らかなのでという判断になるのか、その辺がどういうスケジュール等、考え方、判断をしていくのかということについて管理者の考えをお聞きしたいと思います。

○助役（森田浩） 1点目の小金井市の過去の関係でございますが、この件につきましては、小金井市がお見えになったときに資料をいただいたんですけども、その場では、この件につきましては私のほうからもお聞きは特にしませんでしたし、小金井市からこの件についての説明というものはいただいておりません。ですから、詳細につきましては、大変申しわけございませんが、今のところこの表現されている以上の件につきましては承知していないというところでございます。

それから、2点目の受け入れに当たっての候補地の決定は何をもってということでございますが、前回の議会におきましても管理者のほうからお答えさせていただいたと思いますが、まずは、現在、小金井市さんが市民検討委員会の答申を受けまして候補地が決められて、それについて市民説明会を行っている。そういう経過を踏まえまして、今後、小金井市さんが議会を含みます市民、また、関係自治体というんですかね、これは当面は府中市さん、また調布市さん等の関係がきちんとされた中、また、そういう中で全体の理解が得られました、当組合といたしましても、段階におきまして、柳泉園といたしましてもそれを関係機関、また、団体等に対しまして説明責任が果たせる状況であったときに初めて建設の候補地が決定されたということが認識できるのではないかと考えております。

○管理者（野崎重弥） まず、決議の関係でございます。これも私も森田助役と同一でございますが、直接この決議にかかわった方からの説明は聞いたことはございません。ただ、

その後の言われていること、これは聞いておりますけれども、それが真実なのかどうかというのが確認できません。その確認ができないという状況の中でも管理者の聞いていることを述べよという御指摘をいただければ、それが100%正確かどうかはわかりませんが、お話をすることは可能でございます。ただ、それが事実かどうかはなかなか確認ができないということで、もし、それでもいいから答弁せよという御指摘がございましたらば、私は申し上げさせていただきたいと思っております。

それと、候補地の決定でございます。今、助役が申し上げましたように、あそこの二枚橋の用地は行政界が3つに分かれております。府中の試験場の前の——あれは30メートル道路と言っていいのかな。（「東八道路です」と呼ぶ者あり）東八道路側の一番近いところが府中市、真ん中の部分が調布市、一番道路から離れた側のところが小金井市の3つに行政界が分かれて、それぞれの所有が分かれております。しかしながら、小金井市が単独であそこに施設をつくるということになりますれば、その所有権の関係をどうするのかということがまず問題になりますでしょうし、3つに分かれた行政界の上に建物をつくるということでございますから、当然候補地を決定するということは、ある意味ではそこにつくってもいいだろうという一定の理解が得られて初めて私は候補地が決定するというのが一般的な考え方ではないかと思っております。そういった中で、今後、小金井市が関係2市とどういった協議を進め、公の立場として候補地を決定するという運びに至るのか至らないのか、また、2市の御協力をいただける形になるのかどうか、これはもう少し様子を見たいと思っております。

ただ、これまで議会の皆様方にも御理解をいただきながら、2月の段階で候補地の決定が条件だということは議会の皆様にもお話をさせていただいておりますし、近隣の自治会の皆様方にもそういったお話もさせていただいております。こういった小金井市の考え方が示されました段階で全員協議会なり何なりを開催させていただいて、まず、議会の皆様方に、こういった小金井市側の意向が示された、このことは御説明をさせていただきたいと思っておりますし、そのことに当たっての管理者としての一定の考え方も申し述べさせていただいた上で方向性を決定できればと思っております。

ただ、1月、2月でございますから、それぞれ予算の関係があったり、さまざまな時間の調整がつくのかどうかということもありますけれども、夜でも皆様方の御理解をちょうだいできればそういった会合は開かせていただきたいと思います、そのように考えておるところでございます。

○6番（相馬和弘） 1点目の何ゆえにこういう経過があったのかということについて、つまり反省を議決することのお尋ねですが、野崎管理者が個人的に理解をしている範囲でということになると、正確かどうかというお話があったので、これはやはり議事録に残る会議ですから、いや、まあ休憩中もありますけれども、わかりました。これは私なりにその後で一定のことについては調べてみたいと思います。

それで、これは単に他団体のことというよりも、小金井市は小金井市で、過去の出来事とはいえ、こういう事態に至ったことについては、他団体の協力をいただく以上、きちんとした説明責任があるだろうと。どういう経過について申しわけなかったということは、やはりその内容、いきさつについても明らかにすべきなんだろうと受け入れ側の議会としても考えております。これはこういう失敗というんですか、反省というのが今後柳泉園の中でも起きないとも限らないわけですから、それを教訓化する意味では、どういういきさつの中でこういう事態に立ち立ったのかということを理解するというのも1つ大切なのではないかなと思います。ですから、管理者の今はわかりますので、公式な場での御答弁は結構でございます。

2つ目の問題で、これも前回やりとりしたんですが、調布、府中の理解があって初めて候補地の決定だということについて改めて御確認をさせていただきました。これについては、あと3カ月もないという中で判断の中で議会に対しても一定判断するに当たっては、近々にでも全員協議会を開くなりして御説明する、あるいは御理解いただく、あるいは議会の意見も聞くということでの御答弁をいただきましたので、それで理解をいたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（上田芳裕） ここで暫時休憩に入ります。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（上田芳裕） 休憩を閉じて再開といたします。

引き続き行政報告に対する質疑等があればということで続行させていただきますけれども。

○2番（野島武夫） これは3点になるんですけども、まず、順番で。

小金井市のごみ広域関係の追加資料を見せていただきました。それで、少し確認を1つさせていただきたいんですけども、決議のところを見させていただいて、こういう形で

市議会の決議が出たということなので、過去の反省と建設に向けての決議というのを見させてもらって、確認なんですけれども、これは議員の署名というか、賛成された方の名前が出ているんですが、数えると16名なんです、小金井の市議会は、少し定数を私は確認していなかったんですが、24名で、きっと議長が抜かれて23名、全会一致だとそういうものなのかなという思いがするんで、その辺、これは一応全員の賛成なのかどうか、その確認をまずしたいと思うんです。

それから、可燃ごみというか、その量に関して、少し確認の質問なんですけれども、先日視察をさせていただいた折、これはコークス炉等、いろいろな視察、大変参考になったんですけれども、その中のいろんな説明を受けている中、コークス炉での熱分解、最高温度1,200度でやって、これはプラスチック類リサイクルの施設だったんですけれども、温度が高いとやはりいろんな意味でごみの処理はいい形ができるという説明を受けたんです。それで、今の柳泉園の炉に関して、こういう形でごみの搬入量、可燃ごみが減ってきて、それぞれ各自治体の市民の方の排出削減努力の結果、また、分別の結果、容り法対応の結果、いろんな形でいい形だと思うんです。

そういう中で、今後、特に東久留米市なんかも今後の課題なのかなと思っているんですけれども、こういう水分の多い生ごみなんかもやはり絞って水を抜いてもらったり、ないしはたい肥化してもらったりするのかな、そういう努力も必要なのかなという思いをしています。実際、ここの柳泉園のこういうごみの中で重さで見ると——重さなんでしょうけれども、こういう生ごみの比率はどのぐらいなもので、ここ3、4年でいいんですけれども、比率が高まっているのか変わらないのか、その辺を確認させてください。

最後に、落雷のほうで保険で対応できている部分があるということで、その建物共済の金額は年間どのぐらい払われているのか、確認させてください。

以上3項目。

○助役（森田浩） 1点目でございますが、その件をお伺いしましたところ、全員賛成ということではないということでお聞きしております。ただ、どこのどういう状況でという詳細のことはお聞きしませんが、新聞紙上では1会派がと明記されている記憶がございます。

○総務課長（涌井敬太） ただいまの可燃ごみの生ごみの量という比率の件ですね、それに関しまして、今回御配付させていただいています「事務報告書」の36ページをごらんいただきたいんですが、そちらのほうに可燃ごみの分析の結果が記載されてございます。

その中の可燃分、厨芥と書いてございます。これがいわゆる生ごみというものでございます。過去、平成14年度から平成19年度までの数値がそれぞれ記載されてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 第2番、野島議員、建物の共済の金額は今少し調査中ですので、後ほど答弁させますので、少しここは保留にということで、今調査しています。

○2番（野島武夫） 決議のほう、全会一致でないということを確認させていただきました。いろんな思いがあると思うんですけども、少し残念な決議かなという私は個人的な思いをさせていただきます。

それから、先ほどの生ごみというかな、可燃ごみが減ってくる中、また、生ごみ、いろんなごみが全体減ることもいいことなんですけれども、その辺を伺いながら、やはり各自自治体でもいろんな生ごみの比率というのかな、減らす努力が必要なのかなという思いをさせていただきました。

○議長（上田芳裕） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（上田芳裕） では、休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの2番、野島議員の質問に対しての答弁等があればお願いします。

○施設管理課長（永井清） 先ほど御質問で保険料がいかほどかということなんですけど、平成20年度では271万6,000円ほどでございます。これはそれぞれ粗大ごみ処理施設、あと、井戸関係、検量棟、それから厚生福祉の施設、し尿処理施設、クリーンポート、それからあと、リサイクルセンター等、全部含んだ金額でございます。

○議長（上田芳裕） よろしいですか。

○2番（野島武夫） はい、わかりました。

○議長（上田芳裕） では、続きまして、「日程第5、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○9番（粕谷いさむ） それでは、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が平成20年6月18日に公布され、平成20年9月1日から施行されたことに伴い、関係する規定の整備をするものでございます。

内容といたしましては、柳泉園組合議会会議規則第92条の3に規定する議員の派遣については地方自治法第100条第12項の規定によるものでありましたが、今回の法改正で新たな条文が第12項に加わったことにより1項繰り下がり、同法第100条第13項となったため、文言を改めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。以上をもって議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則の質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則に対する討論をお受けいたします。討論がある場合には、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。

次に、反対討論をお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） ございませんね。以上をもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第6、議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布され、平成20年9月1日から施行されたことに伴い、関係する規定の整備をするため、本条例の一部を改正いたしたく御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） では、補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらん願います。

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布されまして、平成20年9月1日から施行されたことに伴いまして、関係する規定の整備をするものでございます。

内容といたしましては、柳泉園組合議会議員の報酬に関して「報酬」という文言を「議員報酬」という文言に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思えます。質疑のある方。

○6番（相馬和弘） この自治法の改正に伴っての条例改正ですけれども、各構成の市議会の中でも条例改正等が行われたかと思えます。それで、この自治法改正の趣旨、考え方は、非常勤特別職の報酬でも特に議員報酬をきちんと位置づけようと、こういう考え方だったかと思えます。それで、議員報酬をきちんと位置づけると同時に、私どもでも議会運営委員会の中での規則改正で議論になったのは、自治法改正の中で例えば代表者会議であるとか、全員協議会であるとか、あるいは正・副委員長会議等もいわゆる公式な会議として位置づけをし、公務災害の対象にすると、こういった議論もセットだったということで、それを規則の中でどう取り扱うというのは各市議会の判断であったかと思うんですが、

現状で柳泉園組合、柳泉園議会の中でも全員協議会、年に1回、開催があるかないかという状態になっていますけれども、あと、代表者会議等は定例会前に開催をしています、これは任意の会議ではなくて公式な会議として位置づけをされているのかどうかということと、公務災害の対象になっているかどうか、この点について、現状と考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 答弁させていただきます。

公務災害の対象にはなってございます。

それから、今、議員御指摘の規則の中に代表者会議等の文言をとというお話もあったのですが、関係3市で作り方が違っておまして、私どもの今回の条例規則に関しましては、地元、東久留米市の条例規則に倣いましてこのような形に設定させていただきました。御指摘のような内容の部分があるというのは重々承知しております。

あと、代表者会議につきましては、規定がございまして柳泉園組合の例規の中に規定ということで明記されてございますので、それから、全員協議会も議会関係の規則等の中にそういう表現があったと思います。ですから、全くないということではございませんので、現状では大きな支障はないかと考えております。

○6番（相馬和弘） 今の御答弁で、柳泉園の代表者会議はきちんと規則の中で位置づけられているということで理解をいたしました。また、全員協議会のほうも位置づけられていると。つまり、任意の会議ではなくて、きちんとした議会の公務として規則上も位置づけられているということで、また、公務災害の対象にもなっているということで理解をいたしましたので、質問を終わります。

○4番（板垣洋子） 提案の趣旨に関連するということで質問させていただきたいと思います。西東京市は、議員の報酬を昨年度上げまして全国的にも注目されて、市民への不信感にもつながっているのが現状なんですけれども、ここの報酬についてはどのように決められるのか、規則があるのかについて教えてください。

○総務課長（涌井敬太） 議会議員の報酬等につきましては、規則等のルールはございません。代表者会議等の中で審議をしていただいた中で、改正があるということであれば改正させていただくという方向で従前から進めさせていただいておりました。

○4番（板垣洋子） 次のごみ処理手数料の条例にもやはりこの議員の報酬額というのは影響してくるのかなと思いますので、現状の社会状況とか、あと、私が聞きますところ、小村大は月額1万2,610円とお聞きしたりしていると、この柳泉園議員の役割をどうと

らえるのかということでもまた違うとは思いますが、一定見直すことも必要ではないのかということ意見を意見として申し述べて、終わりにします。

○管理者（野崎重弥） 組合議会の報酬の関係でございます。確かに、特別職を初めとして組合議会議員の報酬のあり方をどこで第三者機関を設け、より透明性の高い報酬額としていくか、このことについては、今私どもでは特別職報酬等審議会を持っておりませんから、そういった意味では、御指摘も踏まえて今後こういったより透明性の高いものをつくっていくかということは、それは受けとめさせていただきたいと思っております。

ただ、私は、すぐさまこの報酬について改定をするという考え方は持ってございません。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） なければ、質疑はそれ以上なしということで受けとめさせていただきます。

以上をもって議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたしたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） よろしいですか。討論がある場合はということでお話し申し上げようと思ったわけではありますが、討論なしということでありますので、賛成・反対討論なしと受けとめさせていただきます。以上をもって討論を終結と、そのようにさせていただきます。

これより議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員と認めます。よって、議案第9号、柳泉園組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第7、議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

ごみ処理手数料の額は、一般廃棄物の特性または処分に要する費用等を勘案して定めることが適切であり、受益者負担が適正に行われない場合は租税という形で関係市が負担することとなりますので、費用負担の公平性あるいはごみの減量化等を推進する観点においても原価計算の結果を反映する必要がございます。ごみ処理手数料条例において現在の手数料は1キログラムにつき35円としておりますが、ごみの処理・処分に係る原価について検証し、その取り扱いを検討した結果、手数料を1キログラムにつき38円に改定する必要がありますので、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） それでは、補足説明を求めたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらん願います。

当組合のごみ処理施設におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されております一般廃棄物のうち、関係市の事業者が搬入する可燃ごみも処理をしております。このごみを処理するに当たりまして、ごみ処理手数料条例第7条第1項に規定する手数料は、平成18年10月1日から1キログラムにつき35円と定めておりますが、改正案に記載のとおり、1キログラムにつき38円に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、関係市の手続及び周知期間を考慮いたしまして、平成21年10月1日を予定しております。

次に、資料について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、「議案第10号資料2 ごみ処理総原価について」と題した書類をごらん願います。

柳泉園クリーンポートの建設工事、ごみ処理施設第二工場解体・緑化工事等に係る償還及び施設の減価償却を考慮し、かつ破碎処理後の不燃物の全量を埋め立てせずに固形燃料に加工する再資源化を平成17年4月から実施しており、さらに、東京たま広域資源循環組合の焼却灰エコセメント化事業の推進に伴いまして、当組合の焼却灰も平成18年7月から同施設へ搬入するなど、ごみ処理状況に変化がございますので、最近のごみ処理原価

を検証し、適正に対応する必要があると判断しております。

なお、ごみ処理原価を算出するに当たりましては、従前と同様に、処理単価の変動を避け、平準化を図るため、計算の対象は複数年度とし、平成17年度から平成19年度までの3カ年の平均で算出しております。1 ページに記載の1 ごみ処理原価につきましては、原価の平均は1キログラム当たり24.53円でございます。2 最終処分費原価につきましては、原価の平均は1キログラム当たり13.77円でございます。その合計額は、3 試算結果に記載のとおり、1キログラム当たり38.3円でございます。

次に、2 ページをごらんください。

別紙1、平成17年度から19年度のごみ処理原価及び平均原価でございますが、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理の中間処理部門に係る経費は、人件費、その他の経費、減価償却費、起債利子及び共通経費の合計金額でございますが、原価に算入しない歳入控除部分を差し引きまして処理量に対する原価を算出しております。

なお、各経費の内容は、人件費をはじめ備考欄に記載するとおりの内容でございます。

次に、3 ページをごらんください。

別紙2、平成17年度から19年度の最終処分費原価及び平均原価でございますが、この原価は、関係市が加入する東京たま広域資源循環組合の負担金について柳泉園クリーンポートで焼却した総量に対する原価を算出しております。

なお、ごみ処理手数料をいただいた私車ごみの埋立処分費に相当する金額は、当組合が予算に計上する形で一時お預かりし、後年度に私車処分費として関係市の負担金から差し引きし、精算させていただいております。

次に、4 ページをごらんください。

他団体のごみ処理手数料の状況でございますが、多摩地域23市の事業系ごみ処理手数料につきましては表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思っております。質疑のある方。

○8番（原まさ子） わからないところもあるので、伺います。

まず、資料の1 ページ目ですけれども、「埋立処分していた不燃物は、」のところ、最終処分費原価というところを見ておりますが、これまでは埋め立てをする量ではなくて焼却した量でカウントすると書いてあるんですが、これは何でこうするんですかということ

と、さらには、これまでは埋立量で計算されていたんだと思うんですが、こういう書き方をしているの。これを埋立量でこの3カ年をならしてみたらお幾らになるのかということを知りたいと思います。

それから、2ページのところなんですけれども、よくわからないんですが、例えば平成19年度の間接処理部門というところを見ますと、処理量というのはこの3カ年の中で一番低いです。けれども、共通経費、それからその他の経費というのが、処理量には関係のないものなんですか、これは。私は、例えば共通経費というものの説明を見ますと、議会費ですとか総務費の合計額と書いてあるので、総務費というのも一定程度、人件費的なものが入っていると思うんですけれども、議会の報酬は上がっていないと思うので、そのあたりがすごい上がっているのかというのがよくわからないというところなので、御説明いただきたいと思いますし、その他の経費というところが、ごみ処理をする量は減っているんだけれども、維持補修というのにお金がかかったということなのか、それも知りたいと思います。

そして、3ページ目ですけれども、ごみの焼却量という真ん中あたりのBのところですが、これは、この3カ年を見ると焼却量そのものはずっと減ってきているということです。しかし、これを見てみると、逆に最終処分場原価というのが——これは何かここからくりがあるように見えてしょうがなかったので気になりましたけれども、これはずっと上がっているというので、人が多いのか、その人がどうしても必要であればごみの量が多くなればこの原価は下がらないのかとか、非常に嫌な感覚を持ったんです。だから、そのことをぜひ説明していただきたいと思います。

4ページに至れば、38円にするというのはそこそこ、この多摩の中では意外と高い処理原価だと思うんですが、それを3円やはり上げなければいけないのが、例えば各市の分担金とかに大きな影響を及ぼしてくるということがあるのかということと、これは議論はまた別にしなければいけないことだと思いますが、例えば先ほどの議論の中で、議員報酬が小村大に比べて倍以上あるという状況が私たちはわかってきていると思いますが、そういう状況も変えていく必要があるのではないかと、何らか御答弁いただける範囲でお願いします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 関連ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） では、関連ということですので、第7番、長谷川議員の発言を認めます。

○7番（長谷川正美） この議案の内容に影響するものが、例えば社会的状況、有価物の処分でありますとか、そのほか燃料とか、いろんなことがありました。あわせて御説明願えればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） では、御答弁をお願いいたします。

○総務課長（涌井敬太） まず、埋め立てに関するものを埋立量でなく搬入量で割り返したということに関しての答弁でございますが、実は平成17年度から不燃物を固形燃料化しているため、埋め立てをしていないんですね。従前は粗大ごみ処理施設で破碎処理した後のものにつきましては一部焼却、一部埋め立てという形になっておったんですが、それがすべて焼却ということになりましたので、焼却した総量で割っていても結果として同じであるということで、簡単な計算のほうがいいんじゃないかということでこのような方法に改めさせていただきました。

それから、原価が高くなるのは、別紙2を見ていただくとおわかりかと思うんですが、17年度、18年度、19年度と年がふえるに従いまして広域処分場に係る費用がふえているんです。これは、エコセメント化施設を平成18年度7月から稼働しています。その関係で恐らく広域処分場に係る経費がふえたことが大きな原因ではないかと推察をしております。実は現状の手数料等と今度改正をお願いする手数料との差は3円なんです。この3円はどこにあるかというと、ここの広域処分の埋立費用が3円なんです。ですから、柳泉園組合の中間処理に係る経費につきましては、でこぼこはしておりますが、現状は現在の35円の手数料で考えている料金と基本的には差がないということなのでございます。

○管理者（野崎重弥） 今回こういったごみ処理手数料の改正条例を提案させていただきました。これは私車として搬入をされます処分費の原価を計算させていただいたわけでございます。つまり、現行は35円でございますから、3年間の平均を見ますと38円30銭になりますということで、要は原価割れをした処理料金しかいただいているわけでございます。つまり、何を言いたいかと申しますと、これは私車分でございますから、そうすると、この赤字分をどこから埋めるかと申しますと、構成をいただいている構成3市の負担金でこの私車分のマイナス分を埋めるということになるわけでございます。これが年間幾らになるかと申しますと、3円の料金改定の部分で年間約5,000万円になります。つまり、この料金改定をさせていただかなければ関係3市にこの5,000万円分を穴

埋めしていただくということになるわけでございます。

また、先ほど7番議員から御質問もちょうだいいたしたわけでございますけれども、現在、柳泉園組合は、来年度の予算編成にも取り組んでおるわけでございますが、このところの例えば鉄屑の処分費といいたいまいしょうか、売り払いの単価がもう既にこれまでの料金の10分の1に落ちてしまいました。ペットボトルもピーク時の10分の1でございます。古紙類ももう既に落ちております。そういった中では、来年度、歳入部分で2億3,000万円のそういった売り払い収入の減を予想しなければいけないということになっております。

それと同時に、ごみの減量と関係3市の市民の皆様方の御協力によりまして、容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類をはじめとしてごみの分別が本当にきちんと行われております。そういった結果として、先ほど2番議員からも御質問いただいた件と関係あるんですけれども、これまで売電で毎年1億2,000万円から1億3,000万円程度の歳入があったわけでございますが、分別に本当に御協力をいただいてありがたい次第でございますけれども、発熱するための熱量が落ちております。何を意味するかと申しますと、発電をするだけのカロリーが十分確保できないということで、売電量が恐らく来年度は7,000万円程度に落ちてくるのではないかという試算をいたしております。そういった中で予算編成に大変苦慮をいたしております。そういった中でも来年度は関係市の負担をさらにお願ひしなければいけないような状態になる。

一方で、柳泉園組合といたしましては人員の削減等にも努めております。来年度もそういった方針を助役にはもう指示いたしておりますし、組合内で節減、また、対応方、人件費の対応、経常経費の対応、こういったものは十分配慮をするようにということで予算編成に入っておるわけでございますけれども、そういったさまざまな状況がある中で、私車搬入に伴いますごみの処分に当たっては、せめて処分費に係る原価はちょうだいできないかということで、3年間の平均をもって原価を計算させていただき、その原価分だけ御負担をいただきたいということで議案を提案させていただいておるところでございます。

○8番（原まさ子） これは私車分についてのみ上げるといふ議案ですか。そういうふうには理解していなかったのは私だけなんでしょうか。それは大変失礼いたしました。

もちろん適正な価格をお支払いいただくということは必要だと思いますけれども、これは悩ましいです。ごみが出なければ持ち込む量もないということなわけですけれども。

すみません、それで、その資料の中で1点、19年度の共通経費がほかの年度よりも少

し上がっているというところについてはどういう状況なのかということは御説明いただきたいと思います。

それから、計算はどうもされていないようですけれども、埋立量と総焼却量という積算の形を変えるわけですから計算を変えるので、どっちに——もう多分見積を出しておられるのかなと思っておりました。埋立量というのと総焼却量というので両方とも計算してみてもこういう数字になっているのかどうかということのを伺えればと思いますし、広域処分組合の負担金というところが上がっているということはこの表を見てわかってはいたわけですが、逆に焼却量そのものは下がっているという状況があるので、エコセメントの分だと言われれば理解するわけですが、何となくそこが、プラごみもこの間、新日鉄に行ったときに、私たちはマテリアルをするがばかりに大変高い手数料も払っている。何かそういうことですか、市民にも大変な負担をしてもらって洗って乾かして出せということ。いろいろ考えると、このごみ処理というのは一体どこに落ちつけばいいのかなとすごく悩ましく思うんですけれども、でも、市民にも関係ある値上げのことなので、わかっている範囲で今お尋ねしたところはお願ひしたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 19年度のその他の経費ということでございますが、実は19年度につきましては、柳泉園組合の敷地内にございます旧赤道を購入させていただいてまして、それが2,000万円ほどでございます。そんな関係でこの部分が少し上がっています。申しわけございません。

それから、埋立量と処理量で違うのではないかと御指摘でございますが、実は埋立量というのは焼却した量の比率で同じ比率でいくものですから、焼却した総量で割りましても埋め立てた総量で割りましても結果は同じ答えが出ます。それで、よりわかりやすい方向ということで焼却処理した量ということで改めさせていただきました。

○管理者（野崎重弥） 総務課長が御答弁申し上げましたけれども、振り返りますと、なぜ不燃物の関係の別途処理を始めたかというのは、これまでも議会の中でも議論があったと記憶をいたしておりますけれども、要は二ツ塚の処分組合のほうから毎年埋立配分量の割り当てがございます。しかしながら、残念ながら柳泉園組合はこれまでその割り当て配分量をクリアできておりませんでした。そのことによりますペナルティーの支払いも始まっております。そういった中では、各市がどういった対応をし、その埋立配分量の遵守をしてきたのかということも十分調査や検討もさせていただきながら、私どもはこういった不燃物の固形燃料化というものも始めさせていただき、割り当てられた配分量内での二

ツ塚の利用ということと、それに伴いますペナルティーの発生の回避ということと、固形燃料化ということに対するコストの計算もし、どちらが有効性が高いのか、そういったことも検討する中でこの17年度からの固形燃料化ということも取り組ませていただいております。

また、一方で、議員もごみ問題の基本の部分で本当に悩ましい部分がある。それはもうそのとおりだと私も思います。先ほど御答弁申し上げましたように、ごみの分別を本当に3市の皆さんに真剣に取り組んでいただいている。なおかつ、先般御視察もいただきましたけれども、容り法対象のプラのああいっただ対応もしている。地球環境ということも考えていけばそういった対応は避けて通れないだろう。だけれども、そういった中で大きな財源も必要となってくる。そういったさまざまな社会環境の変化や私ども組合を取り巻く状況はかなり大きなものがあるわけですが、そういったものに十分配慮をする中で、なおかつ構成3市の負担金をなるべく抑える。そういった中で、せめて原価はちょうどいいかという判断をし、今回議案の提案をさせていただいております。ぜひ御理解を賜ればと思っております。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか——いいですね、原さん。

○8番（原まさ子） いいです。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

○6番（相馬和弘） 私車持ち込みのごみ処理手数料の今回の値上げですが、計算式も考え方もわかりました。それで、エコセメント化のコスト分が3円分上乗せせざるを得ないということなんです。ただ、今後の考え方で、17年度から19年度のごみ処理経費の原価ということですが、3カ年の平均、これが今度、では20年度から22年度の3カ年となった場合にさらに原価が上がるのではないかと。といいますのは、いわゆる総量として焼却していった軟質系プラスチック類が全量焼却されないということですから、キロ当たりということで焼却量が下がるけれども、一方で全体のランニングコストというのはそう下がらないよということでこの間説明されておりましたので、そうすると、いわゆるキロ当たりに換算した場合に原価は上がるのではないかとということが予想されるんです。

その場合、では単純に原価でキロ当たりの手数料を決めますよということになると、かなり高い値段になっていくと。そうしますと、一定歳入の確保の観点からは、ごみ手数料がたしか19年度決算ベースで歳入で6億円近いんですか、ほぼ東久留米市さんの分担金ぐらいの大変大きな割合を占めていますよね。それで、あまり上がっちゃうと民間の事業

者に流れる、あるいは、近隣まで行くのかどうかわかりませんが、逆に言うと高いがゆえに敬遠されていくと。あくまでもルールが決まっていますよというのが1つの考え方ですけれども、一定歳入の確保ということも考えた場合、では次の3年後に原価が上がるというのは簡単に予想されるんですが、その辺は少し中長期的な見通しとしてどういうふうにお考えなのかなということで御質問いたします。

○管理者（野崎重弥） 議員から御指摘いただきましたように、原価をちょうだいしていくということが基本的な考え方なんだろうと思います。ただ、それとて限界は出てくるだろうと私も思います。そういったときにどういった対応をしていくかということはまた議会のほうとも十分協議もさせていただきたいと思っているのが1点でございます。

また、なぜここで改定をさせていただくかということがまだあるわけでございますけれども、柳泉園クリーンポートが本格稼動いたしましたのが平成13年でございます。正直申し上げまして、定期点検は議会の皆様方の御理解もちょうだいし、きちんきちんと点検もさせていただいておりますし、適切な施設の管理運営に努めておるところでございます。そういった中では、ちょうど7年を経過しまして、この後の議案の中でも御審議をいただくわけでございますけれども、ここでバグフィルターの全部交換という時期も迎えるわけでございます。

また、来年度から、焼却炉が3つあるわけでございますけれども、その可動床、焼却するごみが炉の中で動いていくわけでございますが、その動く床、火格子でございますけれども、それもこれまで消耗の激しいところとあまり減らないところの場所の交換をしながら、なるべく構成3市に負担のかからないようにということで技術担当が大変努力をいたしまして、その場所の位置の変更ですとか、そういったものもずっと続けてきたわけでございます。その間もどうしてももう傷んでしまって、減ってしまって、これは交換せざるを得ないという部分は交換をさせていただいておったわけでございますけれども、こういったものも本格稼動を始めて7年を経過する中では全部交換をしなければならないという状況も来年度は迎えることになっております。そういった中で、今後、ここでまず改定をさせていただきましたのは、そういった7年を経過して定期的な大規模なメンテも行うというときとちょうど重なってしまう。そういった中では、ここで一度見直しをさせていただきたいという考え方を持ったわけでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、35円と38円で、原価で年間5,000万円あるわけでございます。そういった中では、ここで改定をさせていただかないと、構成3市の

負担金のこの5,000万円を乗せざるを得ないという状況の発生も懸念もされます。

一方で、議員から御指摘をいただきましたように、では、処理原価を基本としていくと上限がなくなってしまう、そういったおそれもあるのではないかと。そういった意味でこの地域で事業活動をなさっておいでであるわけでございますから、そういったことも十分今後配慮をさせていただきたいと思っておりますし、そういった部分につきましては、今後どういった考え方を持っていくかということにつきましては、今後とも内部的には十分検討をさせていただきたいと思っておりますし、そういったことにつきましてはまた議会の皆様方の御意見もちょうだいをさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

○4番（板垣洋子） すみません、この手数料の変更についてどのように説明をされていくのか、その点だけ確認させてください。

○総務課長（涌井敬太） まず、計量棟といいまして、重さをはかるところに表示をさせていただきまして、その後、来年、2カ月から3カ月程度前になりました段階で一般の搬入の方に通知をさせていただきまして、このように手数料を改定させていただくと、そのように考えております。

○4番（板垣洋子） 特に説明会とかいうものを設けるのではなくて、表示で通知をしていくということで、3年前にもそのようなことが行われていると思いますけれども、それで何も問題はないと理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（涌井敬太） 大変失礼しました。通知と申しまして、失言です。説明会を開催いたします。3年前も同様のことをさせていただきました。その後、特に問題はございません。

○議長（上田芳裕） 以上をもちまして議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

では、ここで食事休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（上田芳裕） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第8、議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額33億3,801万5,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億950万9,000円を追加させていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成19年度決算審査が終了し、繰越金が確定したこと、ごみ搬入量減少に伴う発電電力の減少、世界的金融危機に起因すると思われる資源物価格の大幅な下落、クリーンポートバグフィルターの交換工事の追加、落雷による修繕等により調整させていただく内容でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

7ページをごらんください。

7 ページから 9 ページにかけまして記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1 総括につきましては表に記載のとおりでございます。

10、11 ページをごらんください。2 歳入でございます。

款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 基金運用収入は 3 7 5 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。増の理由といたしましては、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金について、安全確実かつ効率的な資金運用を図るため、積極的に国債を活用したことによるものでございます。

款 4 繰入金、項 1 基金繰入金、目 3 施設整備基金繰入金、節 1 施設整備基金繰入金は 4, 4 5 2 万円の増額でございます。繰り入れの理由といたしましては、クリーンポート 3 炉分のバグフィルターの交換に伴う補修費用に充当するものでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金は 1 億 1, 7 7 8 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。増の理由といたしましては、歳入の増及び歳出の不用額によるものでございます。

款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 資源回収物売払は 1, 6 0 0 万円の減額、節 3 電力売払は 4, 0 5 5 万円の減額でございます。減の理由といたしましては、世界的な金融危機と景気後退の影響による資源物価格の大幅な下落、ごみ搬入量減少に伴う発電電力の減少によるものでございます。

12、13 ページをごらんください。3 歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費及び款 3 ごみ処理費、項 1 ごみ処理費、目 1 人件費、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費につきましては、人件費関係の合計で、増減なしでございます。各節における増減の理由といたしましては、人事異動によるものでございます。

人件費関係の予算については、同一款内での流用は当初予算の規定により可能ですが、款を超えた流用をすることはできないため、その調整をお願いするものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 総務管理費、節 2 5 積立金は、説明欄に記載の基金積立金 6, 0 0 0 万円及び基金運用利子積立金 3 7 5 万 8, 0 0 0 円、合計 6, 3 7 5 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。基金への積み立てに関しましては、地方財政法第 7 条に規定する決算剰余金の処分に準じまして施設整備基金のほうに 6, 0 0 0 万円を積み立てるものでございます。なお、施設整備基金の年度末残高は 4 億 9, 3 8 3 万 4, 0 8 8 円の見込みでございます。

目3施設管理費、節11需用費は、説明欄に記載の修繕料1,115万7,000円の増額でございます。増の理由といたしましては、落雷による被害を受けた設備の修繕費用でございます。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費、節11需用費は、説明欄に記載の修繕料4,452万円の増額でございます。増の理由といたしましては、クリーンポート3炉分のバグフィルターの交換に伴う補修費用の追加によるものでございます。

款5予備費の992万6,000円の減額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きしたものでございます。

14ページをごらんください。給与費明細でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思えます。質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

○1番（小山慣一） 2点お伺いいたします。

最初に、補正予算の審議ですから、このたび1億1,000万円ぐらいでしょうか、増額補正ということでございますが、1つ目、基金繰入金が約4,400万円ございます。それから、繰越金が約1億1,800万円でしょうかね。こういうことで、繰越金につきましては後ほどの決算の関係で約4億7,700万円になりましたので前年度繰越金が合うんですが、そこで、基金の関係が繰り入れが4,400万円、それから歳出のほうで約6,000万円ということで、全体的に今どのくらいあるのか、もっと詳細にお伺いいたします。

2つ目、同じく歳入なんですが、資源物回収物売払1,600万円の減、それから電力売払が4,000万円強マイナスということでございます。先ほどのごみ処理手数料の審議の中で野崎管理者のほうがいろんな御答弁がありましたけれども、ごみの回収量がかなり減ってきて、それは構成3市ともかなり分別が進んできた。そんな中で、スチール、いわゆる鉄ですね、それからペットとか古紙も売り払いが10分の1ぐらいになっているということでございますけれども、かなりこの辺の売り払いが落ち込んでいまして、私も非常にこれは危惧をしております。

そこで、これは少し乱暴な質問なんですが、10月にかずきというところと、あと、新日本製鉄を視察させていただいて、そんな中で軟質系のプラスチック類の焼却ですかね、こういうこともかなりやっていて、この柳泉園組合の新クリーンポートが軟質系のプラス

チック類を燃やすことは技術的に可能なかどうか、伺います。

以上2点です。

○総務課長（涌井敬太） 基金に関してでございますが、平成19年度末現在で職員退職給与基金が1億1,861万7,234円、環境整備基金が1億6,084万508円でございます。施設整備基金が19年度末現在では4億7,593万6,970円でございますが、これに今回の補正で6,000万円積み立てまして、逆に繰り入れとして4,500万円を足しますので、先ほどお話ししたとおり、施設整備基金につきましてはその差し引きをしまして4億9,383万4,088円になる見込みでございます。よろしく願いいたします。

○技術課長（櫻井茂伸） 議員の御質問なんですが、軟質系のプラスチック類が燃やせるかということでございますが、私どもの焼却炉といたしましては、公害規制等に万全を期しておりますので、焼却は可能だと思っております。

○1番（小山慣一） 各基金の関係につきましてはわかりました。繰り入れして、また積み立てというのもありますので、わかりました。

2点目なんですが、なぜこういう質問をしたかと申し上げますと、いろんな行政報告の中にもありましたとおり、各種搬入というんですかね、かなり減ってきております。これはやはり分別の収集がかなり進んで市民の理解もあってのことだと思えます。それで、同僚の野島武夫議員のほうからも生ごみが30数%、かなり量が——生ごみが入りますと、当然、カロリーというんですかね、燃焼カロリーが減ると思うんですけれども、それで、ごみ処理手数料が今回3円ばかり上がったたり、いろんなことがあるんですが、いい反面、逆に、先ほども申し上げましたように、電力あるいは資源物の売り払いもかなり、このまままでいくともう半分ぐらいに電力なんかはなるのではないかなんて思っているんですが。

私事で恐縮なんですが、ごみも私は、ごみボックス、東久留米市にあるんですけれども、出すんですが、家内がもう分別分別と厳しいんですよ。電力の売り払いがこれだけ落ち込むと柳泉園の運営にも支障を来すのではないかなんて、この間も口論になりまして、いや、お父さん、絶対だめなのよ、いわゆる軟質系のビニール系の、これはやはり入れたほうが燃焼効率がいいのではないかと、そんなことで少し口論になりました。だけど、技術的には可能ということでございます。本当に分別分別もいいんだけど、逆に燃焼効率のことを考えるといかがなものかと。今、原議員からもう少し短くしなさいという、そういう合図かどうかはわかりませんが、先ほどの3円の単価のプラスではないけれども、

本当にいいのかなと思うんですが、でも、私は、やはり燃焼効率をもう少し上げて生ごみをなるべく減らすというんですかね、こういうことにも力を入れていかなければならないと思いますが、その辺のお考えを再度伺います。

○管理者（野崎重弥） 大変難しい問題だと私は思います。確かに、この柳泉園の施設は、約144億円をかけて公害といいたまうか、環境に最大限配慮した炉、最新鋭のものを導入するというのと、今後のごみ処理のあり方についてさまざまな観点から議論がなされ、方向性を出し、ここの新たなクリーンポートが立ち上がったと。そういった中では、先ほど技術課長が御答弁申し上げましたように、軟質系を焼却しても十分その排出ガスは基準をクリアできる、そういった能力も持っている。それはもう御指摘のとおりでございます。一方で、CO₂を初めとする地球環境を考慮する中でどうごみ処理があるべきなのかということはさまざまな議論があるだろうと思います。

私は、議員が御指摘のこういった性能、能力を持っているのだから、そういったことも総体の運営という中では検討する必要があるのではないかと、それはそれで議員のお考えでございますし、そういったことはすべて否定するという立場には立ちません。今後、この柳泉園がこういった性能を持ち、また、構成する3市の市民の皆さんがごみ行政、廃棄物処理ということについてこういったお考えを示され、どういう処理があるべきなのか、議論が深まり、その結果としてどうなるのかということは、これは私どもも特別地方公共団体として特定目的を持った一部事務組合でございますから、構成3市の中でこういった議論がなされるのかということにやはりなるのかなとは思っています。今私が申し上げられるのは、構成3市においてそういったことがどう議論をされ、こういった方向性を目指しているのか、そのことは私どもは十分関心は持っていかなければいけないだろうと思います。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） なければ、質疑を終了いたします。以上をもって議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしと承りました。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員でございます。よって、議案第11号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第9、議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年10月20日から30日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の相馬監査委員により平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

平成19年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額36億2,455万5,590円、歳入決算額36億5,243万1,954円、歳出予算現額36億2,455万5,590円、歳出決算額31億7,464万9,934円、歳入歳出差引残額4億7,778万2,020円となり、同額が翌年度へ繰り越しとなります。

6ページ、7ページをごらんください。歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金は、収入率100%、前年度に比べまして2億1,936万9,000円、10%の減でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料は、収入率103.4%、前年度に比べまして190万2,900円、2.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、室内プール、浴場施設、トレーニング室等の利用者の減によるものでございます。

項2手数料は、収入率103.6%、前年度に比べまして8,624万7,705円、16.8%の増でございます。増の主な理由といたしましては、平成18年10月からごみ処理手数料を1キログラム当たり35円に改定したことによるものでございます。

款3財産収入は、収入率104.3%、前年度に比べまして143万6,041円、64.1%の増でございます。

8ページ、9ページをごらんください。増の主な理由といたしましては、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金の一部を国債の購入に充てまして運用したこと及び白色トレイ減容機の売り払いによるものでございます。

款4繰入金は、職員退職給与基金からの繰入金で、職員3名の退職手当に充当しております。

款5繰越金は、収入率100%、前年度に比べまして7,996万9,171円、17.3%の増でございます。増の主な理由といたしましては、平成18年度の施設使用料、ごみ処理手数料、資源回収物売り払い、電力売り払い等の収入が増加し、光熱水費、薬品代、修繕料、委託料等の支出が減少したことによるものでございます。なお、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託190万6,590円の事故繰越し繰越金が含まれております。

款6諸収入、項1組合預金利子は、収入率100%、前年度に比べまして89万4,379円、403%の増でございます。増の主な理由といたしましては、歳計現金を大口定期預金として効率的に運用したこと及び定期預金利率が平成18年度0.18%から平成19年度0.29%に上がったことによるものでございます。

項2雑入は、収入率102.1%、前年度に比べまして2,010万9,131円、5.4%の減でございます。減の主な理由といたしましては、可燃ごみ搬入量の減及び不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の減による焼却量の減少に伴う発電量の減に係る電力売払の減によるものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

節7その他雑入のペットボトル再商品化合理化拠出金674万9,055円は、指定法人ルートで処理しているペットボトル210.19トンに対する財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、建物災害共済金41万1,510円は、クリーンポートの落雷による災害の復旧補修費用に対する財団法人全国自治協会東京都災害共済支部からの保険料でございます。

項3受託事業収入は、ごみ処理広域相互支援によりまして小金井市の可燃ごみ452ト

ンを処理した受託料でございます。

歳入合計は、予算現額に対しまして収入率100.8%、前年度に比べまして4,689万4,735円、1.3%の減でございます。

12、13ページをごらんください。歳出について御説明させていただきます。

款1議会費、項1議会費は、執行率83.5%、前年度に比べまして24万1,869円、6.1%の増でございます。

款2総務費、項1総務管理費は、執行率98.4%、前年度に比べまして1,957万6,483円、3%の増でございます。増の主な理由といたしましては、柳泉園組合敷地内にある東久留米市所有の旧赤道229.59平方メートルを2,031万8,715円で購入したことによるものでございます。

なお、主な不用額につきましては、人件費を除きますと、16、17ページに記載しております目3施設管理費、節13委託料の契約差金、目4厚生施設管理費、節11需用費の光熱水費、18、19ページに記載しております節13委託料の契約差金等によるものでございます。

平成19年度の厚生施設の運営状況につきましては、プール施設は300日間運営で7万9,113人の利用です。1日平均264人となります。前年度に比べまして395人、0.5%の減です。浴場施設は302日間営業で10万2,347人の利用です。1日平均339人となります。前年度に比べて3,220人、3.1%の減でございます。

18、19ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費は、執行率94.5%、前年度に比べまして892万7,832円、0.6%の減でございます。減の主な理由といたしましては、退職者不補充による人件費の減、粗大ごみ処理施設破碎機部品代等消耗品費の減及びリサイクルセンター定期点検整備費等修繕料の減とクリーンポート定期点検整備費等修繕料の増によるものでございます。

なお、主な不用額につきましては、人件費を除きますと、20ページ、21ページに記載しております目2ごみ管理費、節11需用費の光熱水費及び薬品代、節12役務費の契約差金、節13委託料の契約差金、22、23ページに記載しております目3不燃ごみ等管理費、節11需用費の光熱水費及び修繕料の契約差金、節13委託料の契約差金、目4資源管理費、節11需用費の光熱水費及び修繕料の契約差金、節13委託料の契約差金、24、25ページに記載しております目5し尿管理費、節11需用費の光熱水費及び修繕

料の契約差金等によるものでございます。

平成19年度のごみ処理状況につきましては、可燃ごみの搬入量は小金井市の可燃ごみを除きまして7万4,324トン、前年度に比べて4.0%の減、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量は9,640トン、前年度に比べまして23.2%の減でございます。

なお、二枚橋衛生組合の閉鎖に伴う小金井市の可燃ごみについて、ごみ処理広域相互支援により452トン受託処理をしております。

また、西東京市におきまして、平成19年10月から容器包装リサイクル法対象の容器包装プラスチック類について資源物として分別収集を開始したことによりまして関係市すべてが容器包装プラスチック類の分別収集をしているため、不燃ごみの搬入量が大幅に減少し、さらに、西東京市において平成19年9月から戸別収集を開始し、平成20年1月からごみ収集の有料化を開始したことによりまして可燃ごみの搬入量が減少いたしました。平成19年度のごみ搬入量の増減につきましては平成21年度予算の負担金に反映させていただきます。

なお、従前と同様に、減価償却費等を考慮しない計算方法によるごみ処理単価は、1トン当たりの直接経費が1万4,433円、総経費が3万450円となります。

平成19年度のし尿の処理状況につきましては、総搬入量は2,147キロリットル、前年度に比べまして14.6%の減でございます。なお、従前と同様に、減価償却費等を考慮しない計算方法によるし尿処理単価は、1キロリットル当たりの直接経費が3万2,120円、総経費が6万4,624円となります。

款4公債費、項1公債費は、執行率100%、前年度に比べまして634万5,277円、0.6%の増でございます。なお、平成19年度末現在の未償還元金は71億8,203万8,735円でございます。

款5予備費は、予算現額と同額が不用額となり、平成20年度に繰り越しております。なお、予備費の不用額は、歳出予算現額に対する不用額の合計4億4,990万5,656円の79.2%でありまして、平成20年度予算で関係市の負担金から差し引きする平成18年度分の私車処分費1億2,144万3,000円が含まれております。

歳出合計は、予算現額に対しまして執行率87.6%、前年度に比べまして1,723万5,797円、0.5%の増でございます。

26ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

27ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

28ページから31ページにかけては公有財産の土地及び建物が記載されております。

30、31ページをごらんください。

土地につきましては、柳泉園組合敷地内にある東久留米市所有の旧赤道229.59平方メートルを購入、22.9平方メートルを等積交換したことによりまして、厚生施設の野球場用地が186.64平方メートル、緑地公園が65.85平方メートルふえました。同旧赤道を山林と等積交換したことによりまして22.9平方メートル、合計で229.59平方メートルの増でございます。建物につきましては、厚生施設のテニスコートに便所等を設置したことによりまして非木造の建物が3.36平方メートルの増でございます。

32ページから41ページにかけては公有財産の工作物が記載されております。

39ページをごらんください。

関係市において白色トレイを容器包装リサイクル法対象の容器包装プラスチック類として分別収集しているため、リサイクルセンターにありました白色トレイ減容設備が不要となりましたので、売却したことにより減でございます。

42ページをごらんください。公有財産の物品でございます。

車両関係の乗用車クラウンにつきましては、平成6年4月に初年度登録後、13年間使用し、老朽化したため、廃車したことにより減でございます。

43ページをごらんください。基金でございます。

決算年度中の増額は、新たに積み立てした元金及び運用利子分です。また、職員退職給与基金の減額は、平成19年度に退職した職員の退職手当に充当したものでございます。なお、基金については、国債を購入することで運用し、その運用益は352万5,900円でございます。

45ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

46、47ページをごらんください。一般会計歳入歳出予算額一覧表でございます。

48、49ページをごらんください。一般会計歳入歳出決算額一覧表でございます。

50、51ページをごらんください。一般会計給与費明細表でございます。

52ページをごらんください。一般会計歳出決算不用額一覧表でございます。

53ページをごらんください。償還表でございます。平成19年度までの各施設の整備事業を一覧表としてまとめたもので、それぞれの事業につきましては表に記載のとおりでございます。

平成19年度における主要な施策の成果につきましては、「平成19年度事務報告書」として別にまとめてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席をされておりますので、決算審査報告を求めたいと思います。

○監査委員（現王園成夫） 平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の相馬監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書、帳簿とも完全に整備されており、平成19年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成20年11月27日、柳泉園組合監査委員現王園成夫、同じく相馬和弘でございます。

なお、審査の意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（上田芳裕） ありがとうございます。

なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略をさせていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたしたいと思います。質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

○4番（板垣洋子） すみません。幾つかお願いいたします。

偽造コインのことがまた今年度出ておりましたけれども、1件昨年度の決算のときもあったかと思うんですが、そのときに対応するということだったんですけれども、これはまた違ったことなのか、教えてください。

それから、電力の売り払いについてはわかったんですけれども、これは東電以外のルートはないかと思っていいのかということが1点。

それから、13ページの議事録作成委託料、これはもしかしたら先ほどの説明で少し聞

き漏らしたかもしれないんですけども、前年度と比べて額がふえている理由について。

それから、23ページの動物死体処理委託というのがあるんですけども、これもふえているように思うんですが、このようなことは具体的にはこの報告書の中には含まれないものなのかどうか。

それから、不用額について、一定ごみ管理費のほうの需用費なんかも昨年度と同じような説明で契約差金が出ているということなんですけれども、昨年度よりもまた増して不用額が出ていることについての御意見をお聞かせください。

それから、有害ごみについて、報告書の中にどのところに具体的なことが書いてあるのか、毎回の議会の中で数量を缶数で報告があったかと思うんですけども、前回お聞きしたときに最終的に重さをはかってそれを示すという説明だったと思うんですが、報告書の中に少し見当たらなかったのを、教えてください。

○議長（上田芳裕） 以上でよろしいですか。

○4番（板垣洋子） はい。

○施設管理課長（永井清） 偽造コインによる収入未済額ということなんですけど、これは前回は載せた1件の件でございます。新たにふえたわけではございません。

○資源推進課長（中野博利） 有害ごみの件に関しましては、前回の議会の際に御報告したときに、持ち出しの時点でなければ量が把握できないということで、年度を終わった時点では把握できるということで御報告したところでございます。大変申しわけないですけども、私どもは事務報告の中で報告をさせていただいていると思っておりましたが、実際には少し有害ごみの量について記載されていけませんので、今後、最終的なものとして事務報告書の中に記載させていただきたいと考えております。

それからあと、犬猫の件でございますが、犬猫の件に関しましては、これについても行政報告等に記載はされておらないところでございます。これについても今後記載するような形でしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

犬猫の状況につきましては、これはあくまでも野良猫とか野良犬という、一般で飼っていない野良猫ですね、そういったものが交通事故等によって起きたときに各市の方が収集して柳泉園に運ばれてきます。そうすると、そのあれを週1回、木曜日ですか、府中にあります慈恵院というところから引き取りに来られるんですけども、その間の保管方法としては、検量前のところに冷蔵庫を設けて腐らないような形でそこに保管して、毎週1回取りに来ていただいているというところでございます。1頭当たりの処理料は現在

2,500円となっております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、電力の売り払いの関係と、それから不用額について御答弁申し上げます。

まず、電力の売り払いなんですけど、買電のほうですね、買っているほうの電力は3年前から入札を行っております、売るほうの売電も今年度から入札制度を行っております、今年度は丸紅というところが落札をしております。

それから、不用額についてなんですけど、毎年同じような答えになって申しわけないんですけども、今回も電力の関係で、こちらが安定的に発電を行ったことによって買う電力が減ったということで、では、本来、当初予算でその分をもう少し厳しく見られないのかということなんですけど、今年度のようなことがあると電力を——光熱水費というのは2カ月に1回必ずきちんと払っていかなければいけないものですから、そういう形で安定的に発電をすると、どうしてもこの部分が不用額として出てしまうということですね。

それとあと、ごみ量が減少したことによって、公害関係の薬品代、これが減っております。

○総務課長（涌井敬太） 議事録に関しましては、議会の時間によるものですから、議会を開催する時間によって記述の量が変わりますので、それでその年によって増減をすることがあるという、たまたまふえたということで御理解いただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○4番（板垣洋子） わかりました。ありがとうございました。

有害ごみの最終的な量というのは来年度以降、それから、動物の死体処理についても来年度以降、報告書のほうに載せるということで理解してよろしいんですか。

○資源推進課長（中野博利） ええ、そういう形でとらせていただきたいと思います。

○4番（板垣洋子） よろしく願いいたします。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

○1番（小山慣一） 2点お伺いいたします。

1つ目は、顧問弁護士の委託であります。私は、たしか5、6年前でしょうか、柳泉園議会の議員の経験がありましたけれども、そのころは柳泉園組合とほかの団体というんでしょうか、裁判というんですか、訴訟関係がかなりあって、最近は少なくなっているのかなど、行政報告なんかもここのところ出ていないものですから。それで、19年度が37万8,000円あったということなんですけど、これのどのくらいの事例というんですかね、

これはもちろん柳泉園組合として年間の——弁護士との年間契約ではないと思うんですが、その事例事例によって積み重なった37万8,000円だと思うんですが、この辺のところについて伺います。

それから、もう1つは、財産関係について伺います。土地の増減がございました。監査意見書の中にもありましたように、厚生施設で186.64平米、それから緑地公園で65.85平米。それで、等積交換を行ったとか、意見書の中にもかなり入っていると思うんですが、約2,031万8,000円を買って、約252平米ですかね、割り返しますと平米で8万円少しでしょうか、坪で直して25、26万円程度だと思うんですが、差し支えなければ、この売り主というんですかね、相手先というんでしょうか、例えば民間なのか。民間ですとなかなか固有名詞は言えない部分もあろうかと思いますが、例えば供給公社とか、いろいろあると思うんですが、少し19年度、私はいなかったものですから、差し支えない程度にお教えいただきたいと思います。

以上2点。

○総務課長（涌井敬太） 弁護士の関係でございますが、弁護士の費用は月額3万円に消費税ということで3万1,500円、その12カ月分でございます。これは年間契約でございます。支払いは月額でお支払いさせていただいています。

それから、19年度に関しましては裁判等がございませんでした関係で実質そういった関係の相談は1件もございません。

それから、土地に関しての売り主でございますが、東久留米市でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○1番（小山慣一） 2点目については、少し私どもの市なものですから、申しわけございませんでした。それぞれ緑地公園と厚生施設ですから、適切に買っていただいたと理解できました。

それで、1つ目の件なんですけど、顧問弁護士委託ですか、以前は毎行政報告のたびに裁判の進捗というんですかね、当時はありまして、御苦労されているんだなと思いましたが、そういう事例は19年度はなかった。それから、年間契約をしているということで、わかりました。

ちなみに、私どもの市では、裁判事例は年にあることはあると思うんですけれども、以前は顧問弁護士と年間契約を結んでいまして、それが数年前でしょうかね、もう10年ぐらいたちますか、なくなりまして、今、年間の契約というのはたしかないと思うんですが、

こういうプラントの施設ですから、言い方は申しわけないんですが、特殊なプラント施設ですから、いろんな訴訟なんかがあった場合は、当然弁護士の委託も年間契約が必要な部分もあろうかと思いますが、構成市の清瀬市さん、西東京市さんは年間契約を結んでいるかどうかわかりませんが、私の記憶では東久留米市はないんですが、今後、そういう年間契約をこのまま続けていくのか、あるいはそうではなくて事例ごとにお支払いするみたいな、そこら辺の考え方について伺います。それで終わります。

○助役（森田浩） 弁護士委託の契約方法でございますが、21年度予算の編成を今させていただいているんですが、事務事業について今後抜本的に見直すということで個々の事業の見直しを図っているんですけども、その中でこの委託につきましても東久留米市さんの事情も私は聞いておりますし、実際かかわっておりましたものですから、事例ごとに支払う方法もあるんだということで担当のほうとも協議はさせていただいて、このような方法でやった場合の効果というのはどうか、また、デメリットというのはどうかということでいろいろ精査はさせていただいております。

ただ、今回、19年度は正式な訴訟等によります弁護士さんとのかかわりはございませんでしたが、小金井市さんのごみ搬入量の件で監査請求が出た時点で何回か弁護士さんのほうに相談させていただいたという経過がございます。したがって、先ほどいろいろ御提案の中で特殊性ということもお言葉がありましたけれども、その辺も踏まえまして今後どうあるべきかというのは、また構成3市さんのほうの状況も踏まえまして検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（上田芳裕） なければ、以上をもちまして質疑を終了——ありますか。

○8番（原まさ子） すみません。では、簡単に2つ少し伺います。

監査の中でも指摘がありますけれども、監査の17ページのところでしょうか、年度の歳入歳出予算の見積もりについてというところなんです。今回も8,100万円以上が不用ということになりました。これは適切な運用に努めたからだとは思っていますけれども、こういうところが例えば来年度どのように予算に反映をしていくのかというところが1点。

それから、国債で運用を図ったので700万円以上の利益が出ましたということがありました。今、国際的な金融派生商品などで運用していた大学などで大変大きな額の損益が出たということもあるようですけれども、柳泉園の場合は国債に限ってのみ運用するのか、もっと何か利回りのいいものに、それは専門性がないとできないと思いますが、チャレンジをするようなこともできるものなのかということも少し伺います。

○助役（森田浩） 当初予算を作成する際に決算数値をどういうふうに活用していくかということでございますが、19年度、20年度の予算編成をする際、その辺は重点的に考えていろいろ編成させていただいたんですけれども、ただ、どうしても電力の関係につきましては結果として不用額が非常に多い。それと、クリーンポートの薬品代が非常に当初予算に対して執行額が低いと、結果として不用額が出てしまうというところで、担当のほうともいろいろ協議して、決算ベースで例えば10%増しで予算を組むとか、そういうことができないのかということで少しいろいろ協議させていただいたんですが、外的要因によってふえたり減ったりしてしまうので、どうしても安全率を見なければいけない要因があるということで前年並みの予算を参考にして予算編成をせざるを得ないというところの特殊性がございます。

その他の経緯につきましては、各市の厳しい財政状況を踏まえました中でかなり決算ベースで予算を組ませていただいているというところでございます。

したがって、年々不用額というのは減ってくると思いますが、ただ、その反面、不用額が減りますと、来年度の各市の負担金に直接かかわってきますから、急激にふえたりしてしまうというところも発生してしまうのかな。かといって不用額がふえればいいというものではありませんから、その辺はきちんと決算をとらえた中での予算編成ができるところについてはしていきたいと思っております。

○議長（上田芳裕） よろしいですね。

議長のほうから1つお願いがありますが、質問のある方ということで私は最初にお諮りしています。そのときに質問の意思のある方はぜひ手を挙げていただきたいんですね。後からももちろん結構ですけれども、順番も決めますし、1人しか手が挙がっていないと、この決算審査は1人しかいないんだと、そういう前提で議長は議事運営を進めますので、よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。失礼しました、答弁中に。

○総務課長（涌井敬太） 資金運用の件でございますが、19年度の大口の定期ですと0.29%、国債を買った利回りが0.59%ありまして、現在、安全確実に資金を運用できる方法は国債が一番確実であるということで、今後も当分の間、この方法で進めさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（上田芳裕） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） なければ、以上をもちまして議案第12号、平成19年度柳泉園組

合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論なしといたします。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第12号、平成19年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

○議長（上田芳裕） 「日程第10、議案第13号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第13号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条の規定によりまして、識見を有する者のうちから選出されております監査委員の任期が平成20年11月28日で満了となりますので、引き続き同監査委員に現王園成夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願い申し上げるものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決をいたしたいと思っております。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第13号、柳泉園組合監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

ここで柳泉園組合監査委員に選任されました現王園監査委員にごあいさつをお願い申し上げます。

○監査委員（現王園成夫） ただいま柳泉園組合監査委員の選任の同意をいただきました

現王園でございます。引き続き監査委員としての職責を誠実に果たしてまいります考えで
ございますので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（上田芳裕） ありがとうございました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成20年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後1時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 上 田 芳 裕

議 員 粕 谷 い さ む

議 員 小 山 慣 一